

## 第9条【戦争の放棄, 戦力及び交戦権の否認】

### 砂川（すながわ）事件（1957年）

【事件】東京の砂川町（現立川市）で、アメリカ軍の使用する立川基地拡張に反対する学生や労働者が、政府の測量に反対してデモを行った。その際、立ち入り禁止域内に入ったとして、日米安保条約にもとづく刑事特別法2条違反で起訴された事件。

【判決】第一審の東京地裁は、在日米軍は憲法9条の禁止する戦力にあたり、在日米軍の駐留は違憲であると判断した（伊達判決）。しかし最高裁は、日米安保条約のように高度の政治性をもつものは、政治部門である国会や内閣に委ねられるべきとする考え方（統治行為論）によって、憲法判断を回避した。訴えは破棄差し戻しとなった。

### 百里（ひゃくり）基地訴訟（1958年）

【訴訟】茨城県の航空自衛隊百里基地の建設予定地の所有権をめぐり、国と基地反対派の住民が争って訴えた民事裁判。これに関連して、自衛隊の違憲性が争われた。

【判決】第一審の水戸地裁は、自衛隊は規模・編成からみて明らかに違憲とはいえない。また、国の行為は土地売買という私的行為で、自衛隊の合憲・違憲は無関係であるとし、国が勝訴した。最高裁では、憲法9条はこのような私人間の司法上の行為には適用されないとし、上告を棄却した。

### 恵庭（えにわ）事件（1962年）

【事件】北海道恵庭町の牧場主が、乳量の減少などを避けるために射撃訓練中止などを自衛隊と交渉。しかし、自衛隊が演習を再開したため、中止させようと基地通信連絡線を切断し、自衛隊法違反として訴えられた事件。

【判決】被告側の弁護士は、自衛隊が憲法9条に違反するものであるから自衛隊法も違憲であると主張した。札幌地裁は、基地通信連絡線の切断については無罪とし、自衛隊の合憲・違憲については判断を避けた。